

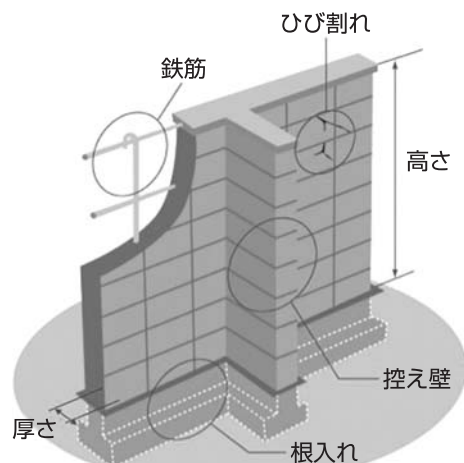
点検チェックシート

# あなたの家は大丈夫？ ブロック塀の安全点検をしてみよう！

危険なブロック塀等を放置すると、地震等によって倒壊し、人に危害を加えてしまうことがあります。

また、避難や救助活動の妨げになることがあるため、安全対策が非常に重要です。

尾花沢市では危険なブロック塀等の除却費用を補助しています。まずは、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

《専門家に相談しましょう》

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- 1. 塀は高すぎないか  
\* 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
\* 塀の厚さは10cm以上か
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
\* 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
\* コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
\* 塀に傾き、ひび割れはないか。

《専門家に相談しましょう》

- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
\* 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。  
\* 基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

☎建設課 都市住宅係【内線287】



## 婚礼衣裳ご予約受付中

営業時間のお知らせ

午前9時～午後3時  
【定休日】水曜日・祝日

※ゆっくりご覧いただけるようご来店の際はぜひご予約をお願いします。

JAみちのく村山 尾花沢地区女性部(貸衣裳室)

山形県尾花沢市新町五丁目7番39号 尾花沢営農センター2階 TEL0237-22-1708



### 建設課 都市住宅係 【内線287】

#### 不良住宅除却促進補助金

解体を検討されている空き家が基準を満たし、不良住宅と判定された場合、解体に要する費用を一部補助します。

■申請期限/6月30日(水)

※申請多数の場合は、優先順位の高い方から、予算の範囲内で補助します。

■補助金額/除却に要する費用の80%で上限100万円

■対象住宅条件/

- ① 次の全ての要件を満たすこと
- ② 尾花沢市内に存する空き家。
- ③ 木造または鉄骨造であること。
- ④ 周囲に悪影響を及ぼしているまたはそのおそれがあること。
- ⑤ 共有された建築物の場合、当該共有者全員から除却についての同意が得られていること。
- ⑥ 工事が当該年度2月末日までに完了すること。
- ⑦ 所有権以外の権利が設定されていない建築物であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利の権利者が除却について同意しているときは、この限りではない。

#### がけ地近接等 危険住宅移転事業補助金

⑦ 交付申請時点で空き家になっていること。

県が指定した「土砂災害特別警戒区域」または「がけ地区」に存する住宅にお住まいの方に対し、他の安全な場所に住宅を移転する場合、移転費用（現住宅の除却費用と、それに替わる住宅の建設に要する資金を金融機関等から借り入れた場合の利子に相当する額）の一部を助成する制度があります。

移転の計画をされている方は、補助要件がありますので、お早めに左記までご相談ください。  
なお、令和4年度に移転を予定されている方は、令和3年7月末日までお問い合わせください。

#### 木造住宅耐震診断士派遣事業

市内の木造住宅の耐震化を図り震災に強いまちづくりを推進するため、耐震改修を目的に耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣します。

■対象/ 次の全ての要件を満たすこと

- ① 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅（店舗併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅であること）
- ② 在来軸組工法による平屋建てまたは2階建て
- ③ 市民が所有し自らが居住している
- ④ 市税等の滞納がない
- ⑤ 当事業による耐震診断を過去に受けていない住宅
- 診断費用/無料（ただし診断に必要な図面が無い場合は負担有）
- 募集件数/先着2人
- 募集期間/4月1日(木)～10月29日(金)

#### 木造住宅耐震改修工事補助金

前述の耐震診断士派遣事業に基づき住宅の耐震改修を実施する方に、費用を一部補助します。

- 補助金額(①、②の合計)
- ① 市補助：耐震改修工事費の4分の1以内で、上限60万円
- ② 県補助：耐震改修工事費の4分の1以内で、上限40万円
- 補助要件等/市の派遣する耐震診断士の耐震診断を受け、耐震性が不十分と診断された方。

- ※申請前に建設課へご相談ください。
- ① 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅（店舗併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅であること）
- ② 在来軸組工法による平屋建てまたは2階建て
- ③ 市民が所有し自らが居住している
- ④ 市税等の滞納がない
- ⑤ 当事業による耐震診断を過去に受けていない住宅
- 診断費用/無料（ただし診断に必要な図面が無い場合は負担有）
- 募集件数/先着2人
- 募集期間/4月1日(木)～10月29日(金)
- ① 除却に要する工事費の3分の2
- ② 除却するブロック塀等の長さ1メートルあたり3万円を乗じた額
- 申請について/補助金の交付を受けるには、工事前に事前申請が必要です。先着3件となりますので、補助金を検討される方はお早めに建設課へご相談ください。
- ① 道路等に面し、高さが1メートルを超えたもの、または擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えたもの。
- ② 次ページの点検チェックシートで6項目中1項目以上の不適合があるブロック塀。
- 補助金の額/左記に挙げるところから少ない額(上限15万円)。
- ① 除却に要する工事費の3分の2
- ② 除却するブロック塀等の長さ1メートルあたり3万円を乗じた額
- 申請について/補助金の交付を受けるには、工事前に事前申請が必要です。先着3件となりますので、補助金を検討される方はお早めに建設課へご相談ください。

#### 危険ブロック塀等 除却支援事業費補助金

地震等の自然災害により、ブロック塀等の倒壊被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、通学路や避難路に面する、危険性が高いブロック塀等の除却費用を一部補助します。

■補助対象工事/道路面等に面する危険ブロック塀等を除却または一部除却する工事。

#### 《危険ブロックとは……》

- ① 道路等に面し、高さが1メートルを超えたもの、または擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えたもの。
- ② 次ページの点検チェックシートで6項目中1項目以上の不適合があるブロック塀。